

## 千葉海上保安部と千葉市との業務協定

### (目 的)

第1条 この協定は、千葉海上保安部を甲（以下「甲」という。）、千葉市を乙（以下「乙」という。）とし、船舶の火災その他について甲、乙が協力して円滑な消火活動等を行うため必要な事項を定めることを目的とする。

### (協定の区域)

第2条 この協定の対象とする海上の区域は千葉市に属する海域（以下「協定区域」という。）とする。

### (消火活動の責任)

第3条 協定区域内の次に掲げる船舶の消火活動は、主として乙が担任し、甲はこれに協力する。

- (1) ふ頭又は岸壁、若しくは浮きさん橋にけい留された船舶及び上架又は入きよ中の船舶
- (2) 河川、運河における船舶安全法（昭和48年法律第11号）第2条第1項の規定の適用をうけない船舶

2 前項以外の船舶の火災の消火活動は、主として甲が担任し、乙はこれに協力するものとする。

### (火災の調査等)

第4条 協定区域内における船舶の火災の原因調査は、前条第1項に掲げる船舶については、主として乙が担任し、第2項に掲げる船舶については甲が担任する。

2 火災及び消火活動により受けた船舶の損害調査は甲と乙が協議して行うものとする。

### (火災の予防)

第5条 協定区域内の船舶の火災予防に関しては、甲、乙が協力して行うものとする。

### (相互通報)

第6条 甲又は乙は、海上において火災が発生し、又は火災発生のおそれのあることを知ったときは、すみやかにその旨を相互に通報するものとする。

2 甲又は乙は、協定区域内で単独で船舶の火災の消火活動に従事したときは、すみやかにそのてん末を相互に連絡しなければならない。

### (資料の交換)

第7条 甲及び乙は、化学消火薬剤等資材の備蓄状況その他についての情報を相互に交換するものとする。

### (経費等負担)

第8条 船舶の火災の消火活動に要した経費は、出勤した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、そのつど協議のうえ定めるものとする。

### (特別応援)

第9条 甲又は乙は、協定区域外であっても大災害が発生したときは、相互に応援要請をすることができるものとする。

### (必要事項の協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、協定の実施について必要な事項は、甲、乙が協議して定めるものとする。

(協定書の保管)

第11条 この協定を証するため正本2通を作成し、甲、乙が各1通を保管する。

附 則

1 この協定は、昭和46年8月18日から施行する。

昭和46年8月18日